

春秋の局勢と子産以前の鄭国について 四

山岡利一

人材は時代の産物である。一人の人材を産出する時代を了解することが肝要である。時代と人材は前因後果、均しく密接な関係と直接の影響がある。子産は春秋時代の政治家なりしことは周知のことである。彼の精神的迫力・政績事功は能く春秋一代を掩蓋するに足る。抑々古今東西唯一の大政治家にあらざるか、それは彼の一生の事跡によりて証明することができ、ただ子産以前の時代性を究明するために、春秋局勢と子産以前の鄭国を分析することにする。

一、春秋の局勢

春秋時代は列侯相互に併呑しあい旧態依然として従来の習慣を離脱することができない。「禹が諸侯を塗山に集めた折、玉帛を持って集つたのは万国と言われたのに現存するものは数十もない。」⁽¹⁾「左伝魯哀公七年」⁽²⁾「昔万国であったが、現在十数国である。」⁽³⁾「荀子富国篇」⁽³⁾「昔、

天子の始めて封じた時、万有余、今併国したため、万有余のもの皆滅びて、四国独立した。」⁽⁴⁾「墨子非攻篇」⁽⁴⁾「禹の時には天下に万国、湯の時に至って三千余国となつた。」⁽⁵⁾「呂氏春秋用民篇」⁽⁵⁾「周の封じたもの四百余国、征服したものの八百余。」⁽⁶⁾「呂氏春秋世德篇」⁽⁶⁾「凡そ九州に千七百七十三国と。」⁽⁷⁾「孔鮒至劍楚」⁽⁷⁾「昔、武王商」⁽⁸⁾「恩」に克ち、光に天下を有ちその兄弟の国は十有五人で、姬姓の国は四十人である。」⁽⁸⁾「左伝昭二年」⁽⁸⁾「武王成康、封するところ数百、」⁽⁸⁾「又高祖功臣表には周の封するもの八百という。」⁽⁸⁾「同姓五十五余と。」⁽⁹⁾「史記周本紀」⁽⁹⁾「周、二代三王の制法を監る。爵には五等を立て國に封するもの八百、同姓五十有余とある。」⁽⁹⁾「史記周本紀」⁽⁹⁾「以上諸説を綜観すると、荒遠(遙か)に遡(遡)りな時代は一般に部落式国家である、或るものは現代の小村部にも至らず、大約の数を挙げたのに比べると確定の数は認めることができない。だが此の数は逐次遞減していった。以上の観点からすれば、封建制度は日に崩潰してゆく情勢下にあることは毫も疑義のない所である。周の東遷より以後

王政綱紀を失い、礼楽征伐已に中央政府より出ず、諸侯も畏怖を棄ける所なく、屠戮併合は従来に比して更に熾烈を極めたので、孔子は之を憂慮して魯史に依拠して春秋を作った。周の平王四十九年に筆を起し(魯公元元年 西紀元四七二年) 周の敬王三十九年で終る。(魯哀公十四年 西紀元四八一年) 實に此の紛乱の局面を慨歎し、褒貶の文字を用いて勸懲せざるを得なかつたのである。この二百四十二年間にあつては、願棟高の春秋大事表に記載されている「列國爵姓の存亡」せしもの、経伝に見えるものに拠れば、總計二百九國である。(左に見える數値かに 二百三十餘國である) 獲麟の時まで存せしものは數十國である。當時各國は中國夷狄共に雜居し、生存競争と自然淘汰により適者生存したのである。固より人事の變化を演ずる結果である。立國の形勢も亦國家の盛衰強弱と重大な關係がある。即ち春秋の四大強國を論じよう。「齊・晉・秦・楚は成周(周代地名、今河南省洛陽市の北東) 甚だ貧弱にして封邑は百里とか、或は五十里とかで、三河、晉を阻礙し、齊、東海を背にし、楚は江淮の間に介り、秦は雍州の要害に拠る。四國迭々勃興し更々霸王となつた。文王武王の衰めた所の大封、皆威嚇して服せしめたものである。」(史記十二諸侯年表) 此の四國は完全に春秋の疆域 國境は東西南北四面の辺徼 邊境を全て占拠していた。外に強弱を脅迫するものなく、内に弱小を併吞し、自然と強大に趨き易かつたのであろう。又各氏の記載する所に拠ると、「齊の桓公三十五國を併合す。」(左氏春秋

左氏) 楚の文王、三十九國を兼ね。」(呂氏春秋直諫篇) 「楚四十二國を滅すと。」(春秋大事表) 「晉獻公併國するもの十七、降服したものの三十八。」(韓非子韓子篇) 「荆の莊公國を併するもの二十六。」(韓非子有度篇) 「秦の穆公、由余を用つて謀つて我王を伐ち、國を益すもの十二、地を開くこと千里。」(史記秦本紀) 「秦の穆公國を滅すもの二十。」(史記秦本紀) その他魯・衛・宋・鄭等の國の若きは夫々兼併するものなく、(左に、魯の項を滅し、衛の邢を滅し、宋の目を滅し、鄭の許を滅すのと同くである) 列強の中心に存在する國家は動もすれば列強の脅威と監視とを受けている。時には自から危険を發生させたものである。弱小國家に至つては強國に近ければ、その滅亡は時間の問題である。「漢陽の諸姫(姫姓の國は漢水の北に在る國) 楚、之を尽くす。」(左氏傳公二八年) とあるは是の事情を物語っている。彼等は若干の時期や次の鬭争の局面を経過するも依然として存在し、俱に進み俱に退き、歴次の公盟征伐の旗幟の下に参加する者は卻つて強國が彼等を保障し、或は盟主の蹶起に當つて正義を唱えるに因り、一時的に現状を保持するも、一度、山嶽に拠ることなくなるや、それは彼等の厄運である。弱小國で能く存在することができたのは惟、北燕のみであった。それは極北に在る為であった。中國との關係も發生せず、僅かに能く國の壽命を戰國時代に至つて延長したのは發展して強國となつたためによる。呉越のようなのは春秋末期に起り、初めは最小國家で

あつたが、東南の荒服(天子の都を中心として天下に遠近で五つの地域(五服)に分けた時の王の都から最も遠く隔つた地域)

に在つたからである。かかる地にあつて潛滋(密かに)暗長(密かに成長する)

するし(四の泰伯り以後十九世紀の初より中国に遡く、^{密かに}暗長)列強の威力を加え

ざるところとなり、日の経つにつれて、封家長蛇(大いなる蛇、^{密かに}暗長)

に變成した。春秋を論ずるに當つて地勢に注意を払わぬは根幹的

立場に盲昧なる所以である。「春秋には強きは併合し、弱きは削滅さ

れ、戦争は停止されることなく、故に地勢を重視されねばならぬ。」

(田横高台 秋大平表)今、王畿と各著名な国家の疆域(田横)を以つて列出し現代

地名をもつて考証に資することにしよ。今各国の疆域(田横)はその

の初封に當つて元來定制有り、世を伝え、日を経るに至つて、強者

は日に拓(ひろ)けて広く、弱者は日に削られて狭く、時に随い視点を

改めるに一定の法則なく、ここに春秋季世の状況に依(よ)つて考察す

ることとする。

一、疆域

東周の王城は即ち今の河南洛陽県で西に偏し、王畿(王城の周圍千里四方の地域)

の初は、今の河南・懷慶兩府及び汝州の地を擁(擁)有し、黄河の南北兩

岸を兼ね跨(また)がる。虢國の柞林は王畿の要隘(要塞)で西京と虎牢(虎牢関)兩函

と呼応している。(虎牢は河南汜県、函函は函谷関のことである)俱に襟帶

山川がめぐり廻(めぐ)り要隘(要塞)の土地)の内に在り、後に及んで地を折(た)き功を賞

して虎牢を鄆(お)に賜い、酒泉を虢(わ)に与え、陽樊温原(今日の懷慶府)をも

つて邑を等分して晋に賞として与え、東都より此に至るまで僅かに

数百里を残すのみである。弱きを削るは益々、賦間に堪えられず、

齊、初め管丘に封せられる。班固云う、「管丘を臨淄(臨淄)と名づけた

る。」と。即ち今の山東青州府の臨淄県である。後、都を薄姑に徙

す。即ち今の博興県である。復、臨淄に徙る。その疆域は山東青州

府より以西濟南東昌の間に及び、北方は河間府景滄諸州に至る。東

南は海に迫つてゐる。晋、初め唐に封せられ、即ち今の山西太原府

県で東北を治め、後、絳に都を定め、即ち今の翼城縣東南又新田に

遷る。即ち曲沃、今の曲沃縣、その疆域は山西の全境外を占有し、

又平陽府より以東、広平・大名の間に至る、南は則ち直ちに王畿に

接し、秦初、秦城に封せられ、即ち今の甘肅清水縣、後、犬丘に遷

る。即ち今の陝西興平縣の東南、再び疆に遷る、即ち今の臨潼縣、

咸陽に徙る。今の咸陽縣、その疆域は陝西全省の地を占有し、東南

は則ち晋楚と錯壤する。楚初め丹陽に封せられ、今の歸州府秭婦

縣、後、郢に都し、即ち今の荊州府江陵縣、再び都に都す、即ち今の

襄陽府宜城縣、再び寿春に遷る即ち今の鳳陽府壽州、その疆域は荆

州より以東、河南裕州信陽州等の地に至る。魯、曲阜に都す。即ち

今の山東兗州府曲阜縣、その疆域は北のかた泰安縣に至る。齊と境

を接し、西のかた曹に鄰りし、南は郟濮等の地に至る。齊と境

都す。今の河南衛輝府の淇縣、今の淇縣の東北に朝歌城有り、戴公

(曹)は曹に屬す。今の衝鉅府の滑県、後、楚丘に遷る。即ち滑県の東六十里、再び帝丘に遷る。即ち河北大名府の開州その疆域は開封府より以東、安徽亳州の境、蔡初め蔡に封ぜられ、河南汝寧府上蔡縣、後、新蔡に都す。今の新蔡縣、再び州來に遷る。今の壽州東北三十里、旧の蔡國城に有り、下蔡と稱し、その疆域は今の汝寧東北の境である。鄭、初め咸林に封ぜられ、今の陝西華州西北で、後平王東遷に隨ひ都を新鄭に徙す。即ち今の河南新鄭縣である。その疆域は河南開封府より以西、成皋の古い関所に至る。顔棟高は「(2)穀陽成皋は古戰場で南北有事に際して鄭先づ兵火を被る。地勢の然らしむるところである。子産の世に至つて虎牢已に晋に屬し、櫟・柰・郊先づ楚に屬する。楚の靈王の横暴も凌侮することができない。滅き人謀をもつてすれば、地勢に關わることはない。」と言つてゐる。許、許に都す。今の河南の許昌縣、後、葉に遷る。今の南陽府の葉縣、城父に徙る。今の安徽亳縣の東南、再び葉に遷る。又白羽に徙る。今の南陽府の内郷縣、再び城父に徙る。葉縣の西、その疆域は許州より以東の地である。曹都、曹丘は今の山東曹州府曹縣である。その疆域は王城を去ること八百里、だから甸服に當る。魯衛の間に來まる。宋商丘に都す、今の河南歸德府商丘縣である。その疆域は歸德府より以東、江蘇徐州の境に至る。

呉の泰伯初め梅里に居る。今の江蘇常州府無錫縣東南四十里、

後、都を姑蘇に徙す。今の江蘇蘇州府、府の役所の所在地である。その疆域は淮泗兩水より以南、浙江嘉湖の境に至る。

越、会稽に都す。今の浙江紹興府山陰縣である。後、句踐琅琊に徙る。今の山東青州府東南である。その疆域は浙江杭州より以南、句甬に至る。即ち今の寧波府の東部に屬す。以上十四ヶ國、その概要を挙げたに過ぎない。各國の國境は犬牙相錯る。(一)國の國境が互に繁雜に過ぐる者はその専門の學者に譲り、その余の諸小國は則ち他時に譲りたい。

二、霸功

春秋の肝要な事情は地理以外では霸功である。當時相繼いで霸功をもつて顯れたものが計五人である。それ等を五霸と稱してゐる。

その霸主の第一は齊の桓公である。(西紀元六八五年)彼は第一位の賢相管仲を得た。一大國に憑藉(たよる)して内政を起し、軍令に寄せ海陸に垣鉄の諸施設を充實し、これに頼つて國は益々富強された。

彼の功績は諸侯を糾合し天下を一匡し、周室を尊び、夷狄を攘い、責任を負わせ、北のかた山戎を伐ち燕を救つた。(燕とは北燕のことであらう)南、召陵に盟ひ楚を脅かした。(召陵は河南開封府に在る)彼、威を華夏に振ひ、弱小國に霸功を扶植した。(葵丘の會は河南開封府に在る)天王昨翁に供える幣を賜ひ、極盛一時的であつたが、後人、嘖嘖として之を稱讃せざるものはなかつた。(左氏春秋公九年)孔子言「管仲微り(2)

せば、吾それ被髮左衽せん。」(論語夷狄)「五霸は桓公を盛と為す。葵丘の会に諸侯性を束ね、書を載せて血を歃らず、初命に曰く、不孝を誅し、樹子を易うるな、妾を以って妻と為すなど、再命に曰く、賢を尊び才を育い、以って有徳を彰はせと、三命に曰く、老を敬し、幼を慈しみ、賓旅を忘れるなど、四命に曰く、士は官を世にするな、官事は抵するな、(莊官を許)士を取るに必ず得、専ら大夫を殺すなと、五命に曰く、防を曲げるな(爾節を曲)繼を過めるな、(隣國の凶況に際し救を請ふ)封あれば告げよと、曰く、凡そ我が同盟の人、既に盟せし後、ここに好に帰せよ(相互に親好して過)。」と、(孟子告子下)所謂命とは即ち王朝の命を託言し逐条分開、分ける、する。それは恰も各国平等互恵の条約で共同して遵守すべき義務あり、能く効力を發揮しないのは別問題である。当時におけるこの会盟の莊嚴正大なることを想起することができる。斉の桓公の後を継いで起きて綱を斷つた者、譬えば宋の襄公、葢爾たる小國で力量誠に薄弱である。彼は「諸侯の師を以て齊を伐ち、孝公を納れて帰った。」(左氏傳僖公十八年)嘗て一たび会し二國の君(師・滕の二國の君のこと)を虐げた。子魚あるも用いる能わず、殊に求簡の態度を失い、後、鄭を伐ち楚に抗したが楚人の為に泓に擊敗せられた。」(左氏傳僖公二十二年)自らは死に困蹙(ちやく)られて天下の笑となつた。後世の人は彼の剛復(剛復)が此のような結果を招来したのであると言つた。宋の襄公の後を継いだのは晋の文公である。彼は貴公

子の身で逃亡すること多年、艱難備(いざ)さに嘗め、種々の体験を積んだのである。狐偃・趙衰の諸賢あつて、之を助け、一旦秦の穆公の所に到り彼を援けて國に復(もと)らしめた。(左氏傳公二十四年)強大な國家に憑藉し威を取つて綱を定めた。宋襄公の盟盟(天子が喪中(喪)に臨を選(け)て都(都)から逃げ去る)した時に乘じて蹶起し師を帥いて王に忠勳を勵んだ。叔帶の乱を平定し、初(初)の基礎を固つた。當時の中國の共同の目標は全く楚を制圧するにあつた。宋の襄公の失策してより、楚の勢益々鸚張(鸚張(鳥の翼を張つて)の如くなるを見た)。列侯は之が為、岌岌(危陰)たる危懼を感じないものはなかつた。晋の文公起りて之を振(た)めた。論者は此の快挙を太陽の中天に輝くが如きであると形容した。城濮の役(山東濮陽の南に(ある)魯僖公二十八年(西紀元)の召陵に較べ威有りとし、踐土の盟(踐土は河南濮陽)の葵丘と比べて遙も跋らない。北、戎狄を蔽り、西、強秦と境した。その功業は誠に齊の桓公と前後する栄光を占めたと云つても過言ではない。王札に擬えて臣下で君の態を為す陰かに臣たらざらむことを懐うた。孔子曰く「晋の文公議りて正しからず。」と、(論語原問十四)は之を識つたものである。実に深意ありと言つべきである。唯彪炳たる精功は幾時もなく年事(年事)も亦垂垂(次垂)として老衰してしまつた。(史記の晋の文公を案するに出國の時已に四十三才、十九年後、復國した時は六十二才である)故に僅かに九年にして亡んだ。晋の文公と同時霸業を固つたのは秦の穆公である。嘗つて晋と争つたが、(原の覇を固めた)穆公は以前、晋の為に君を置

いた。後、晋文公のために復讐せしめた。秦穆公は卻つて晋の文公に讓つて領袖たらしめ、(五子衛) 晋の文公を助けて楚を伐たしめて、大いに戦功を著わした。(魯漢の役である) 兩國に因つて軍隊を會して鄭を伐たむとしたが歩調齊わず、(鄭は天子武を用いて秦を説いて軍一隊を遣がしめ晋人は之を疑んだ) これより軍に迎りに禍起り、(左氏春秋三十二年) 秦穆公の師役に敗る。(西紀四六三七年) 過を悔い自ら誓うに至つて、復、楚と結んで晋を恃ることができた。晋も亦呉と通じて楚を疲弊せしめ、春秋季世の争衡(衡は争うの意) の局面となる。これは秦の穆公が啓いたものである。彼は霸を西陲に威嚇した。これ地の利を占め、能く孟明由余の諸賢を用い、我秋を率服(服せしめ、一世の陰鷲(雄鷲)の英主たるを失わず、桀鷲(凶鷲)な楚の莊王と同じく野心を懐き、唯秦の穆公、終に一朋を固守し、臨機応変、楚の莊王は列侯を覆答し中國を蹂躪するに急であつた。楚莊王は一擁姫湖色者(色をぬき、色にぬれるもの) の徒にすぎず。一たび強べば天に沖し、一たび鳴けば人を驚かし、潘尪・孫叔敖の諸賢を得て任用し、陳宋を伐ち、陸渾(河南魯縣) の戎を伐つて兵を周疆に覬て鼎の大小輕重を問うた。これらは神器的露骨な表現を窺伺し、真に人を驚愕せしめるに充分である。鄭・晋に因つて和げ、十年間に鄭を伐ち囲むことと八回に違したが、鄭未だ服せず、兵を休めず、辰陵の盟に孔子の春秋の經文において楚を陳鄭の上位に列ねた。天下の事も大いに知ることが出来る。鄭の服従は心服にあらざること知らんか。盟を受

けて後、密かに晋に事つかうることを徵めた。情勢の逼迫しても手を下さずことをせず。事、楚の莊王の開く所となる。陳を伐つに當りて後(24)、陳の夏氏の乱のために陳を伐つ、夏姫許其の君を弑した罪大である。之を放するは君の義である。人亦言えるあり、曰く牛を索きて人の田を墾し、田主之が牛を奪つた。牛を索きて墾せし者は信に罪有るも、之が牛を奪うは罪已だ重し、諸侯の楚に從つ。曰く罪有るを對つと、今陳に隲するはその當を責るなり、王曰く殺きかな、吾未だ之を聞かず、之を反せば可ならん、列えて曰く可ならんや、吾何小人の所謂これを人の懷より取りて之を与ふるなり、乃ち復、陳を對す(左氏春秋十一年) 再び師を興して鄭を開む晋人は全局面を顧念して師を出して救援せざるを得なかつた。竟に楚の莊王は甚大な打撃をうけ、夜渡河して遁走した。(これ鄭の役で二年、西紀元四九七年) 晋の文公、恥辱より大なるものなく、その後宋人再び晋に向つて急を告げ、晋の大夫、伯宗と名づける者が(25) 轅長し(25) というも馬腹に及ばずという(勢力が余るはどあつても力の及ばないところがあるのたと) 晋の如く天は方に楚と与に争わざる命を授けた。(左氏春秋十五年) との話である。それは恰も驚弓の鳥の如く杳茫たる天より來つて抵塞するようである。霸功は未だ不充分と言わねばならぬ。楚の莊王の驕横は誠に生涯為すべからざるに、宋を包圍するは彼の凶莽(凶惡) な態度を表わすに足る。これ楚子、申舟をして齊に招聘せしめた時、道を宋に仮らなかつた。(26) (注に楚子、申舟をして齊に招聘せしめ、道を宋に仮るなかれと、公子池をして晋に招聘せしむ、道を鄭に仮らず、申舟曰く鄭は明で宋は昏なり(鄭は目先が見えるが、宋はかなつんば)行使君を辱せざらしめるも我必す死せんと王が答えて、女を殺さば、我、之を伐ん、宋人之を止む(左氏春秋十四年) 宋人捕う、一華元言う、我國を通

過するに當つて道を仮らざるは我を鄙とするなり。(鄙とは固土とす)我を鄙とするは亡びたることなり。その使者を殺せば、必ず我を伐たん。我を伐たば亦我亡ぶるなり。亡ぶること同じ、そこで使者、命を殺す。楚子之を聞くや、袂を振り立って跳び出た。屢は寤皇、魯門の門の外で(楚子の師を與すに速かなことを承じ)劍は寢門の外に、車(身)は蒲野の市(魯の市也)で追いつく。(左氏登立 公十四年)当時陳・鄭・宋三國同じく困しめられ、困しんで後、乃ち盟して後赦さる。力を以て仁を仮る(孟子公孫丑上)、「以刀假と者稱」は志の小にあるにあらざるを概見することを得。同時に齊魯曹秦等のような國も亦威を畏れ楚に事えざるを得ない。中国の大勢十中八九を述べることを得るのである。若し此より後、晋人の擊敗する所なくば、晋悼の霸に復するに及んで、春秋の大局、問うまでもなく、「鼎を問ひ鼎を移す、誠に東周の此に至りしことは知るべからず、所謂亡・不亡の論なく、所謂亡びざるとは唯名のみあるに過ぎない。論者の謂う周室の東遷はこれ滅亡を意味する。」(論齊元の封建論にいう)「王茲復絶して自ら列して諸侯となる、その後陳の無道を問う者あり、王を削て周に中つる者あり、余以爲らく周の衰うんし楚に遷をせ公侯の上だ建つるのみ」時に云う「赫赫たる宗周、衰頹之を滅す」(晉穆小師正)と未だ滅びずして滅と云うのは中央に集権する能わず、諸侯を朝して天下を有つも、礼樂征伐天子より出でざる為である。時人には蓋し深意有らん。当時の秦楚呉越に如何なる野心

をもつていたかを論することなく、齊の桓公、晋の文公起り周室を尊ぶ論さえも猶、周の看板を尊ぶことを意味する。實際上、自身の權利を打算的に計り、諸侯一切の貢賦の如きは總て霸主の所有に帰して王朝に朝せず、一取次人に過ぎず霸主に朝せずして討伐に加わることあり、(左氏傳文公二年晉人魯に朝せずして之を討つ)仲尼の徒、五霸を誣じたのは故なきにあらざる。(論仲尼見解にいう)仲尼の門人、五尺の童子すら五霸を稱するを厭つ(荀子仲尼見)按するに、五霸の位置はそれぞれ同じからず、ここに諸説を挙げて論じよう。

- 一、左氏魯成公二年・齊の國佐曰く、「五伯の霸なり、勤めて之を撫し以て、王命に役をする」。(魯齊なり)服虔曰く、五伯とは夏、伯昆吾、商、伯大彭豷、周、伯齊桓公、晋、文公、成、勅風俗通義及び杜預の時經正義に均しく服虔の説に沿う。顧炎武始め杜預を説く、蓋し未だ之れ考うべからずと謂う。
- 二、莊子大宗師篇に「下五伯に及ぶ」の句に、崔季の注に五伯とは亦服虔の説の如しとある。
- 以上三代を指して言う。
- 三、孟子告子上篇に云う。「五霸は三王の罪人なり」趙岐注に云う。「五霸とは齊桓公・晋文公、秦穆公、宋襄公、楚の莊王なり」。
- 四、墨子所染篇に「則ち齊桓公、晋文公、楚莊王、呉閻閻、越句踐を五霸となす」。

五、荀子五霸篇の稱する所の五霸は墨子と同じ。

六、賈誼過秦論に云う「周室卑微にして五霸既に没して令、天下に行われず。」と。

七、漢書本伝董仲舒云う「五伯他の諸侯に比して賢と爲す。」

八、嚴安言世務書に云う「臣周の天下を有つて聞く、……その衰うるに及んで三百余年、故に五霸更く起る。」と。

九、史記十二諸侯年表序に云う。「討伐を以て盟主に会すると爲す。政は五霸に由る。」司馬貞索隱に「伯、音霸、五霸の名、一は趙の説の如し。」と云う。

一〇、黜冠子、匹賢篇、龐煖曰く「管仲斉を匡い、五国に霸たらしむ。」と。

一一、淮南子脩務篇に云う「三代我と行を同うし、五霸我と智を齊しうす。」と。

一二、劉向戰國策の序に云う「五霸の起るや周室を尊んで事う。」と。

一三、漢書地理志に云う「春秋の時に至り、尚數十國有り、五霸迭く起りてその盟会を繼ぶ。」と、「師古の注に五霸も亦趙説の如し。」と。

以上専ら周代を指して言う。

一四、白虎通義に云う「昔三王の道衰え五霸その政を存し諸侯を帥い、天子に朝し、天下の化を正し中國を復興し、夷狄を攘除

す。故に之を霸と謂う。」と。五霸の名稱に至って二説並存し、周代に關するものは宋襄公を退けて、呉の闔閭を進めている。

一五、顏師古漢書異姓諸侯王表序の注に「適く強を五伯に成る。」の句は則ち趙の説のようである。諸侯王表序の注に「五伯その弱きを扶く。」の句に則ち趙説をもって楚莊王を驅け、呉の夫差を進めている。その地理志に注するのとは異っている。

以上三代及び春秋を合して言う。

一六、日知錄卷四に顏炎武云う「趙氏は宋襄公と並列するも未だ尤となさず、宋襄公霸を求めたが成らず、私に傷きて以て卒す。未だ替て霸とならず。」応に句踐を列して宋の襄公を驅くべきである。

一七、閻若璩云う、「董仲舒謂う仲尼の門、五尺の童も五霸を稱するを違はず、惟宋襄公の輩は仲尼の前に在る故に稱するを違つと言うたのである。然らずんば、勾踐の霸は仲尼の後に出席でざらんや。」是を審かにすれば、顏の説、妥当ならず、但だ閻氏の挙げた所の董子の言と、朱熹の孟子に註する所の仲尼の徒と桓公文公の事を道うことなき一節は董子より出たことを知ることができ。その実、董子は荀子仲尼篇の言う所に基つていっている。

朱子、閻氏共に均しく荀子に過ぎないではなか。

以上の諸説を統合すると、三代の五霸の変更無きを除く外、春秋

の五霸は則ち略々出入あり、或る人云う「古、伯有つて霸無く、その唐虞にありては州牧侯伯有り、商文王をもつて西伯となし、周二伯あるのは是である」と。唯、霸の意義を知らざるは甚だ古く、礼記祭法に曰く「共工氏(46)の九州に霸たる。」に對して鄭玄曰く、共工氏の世は江淮の間に居る。顓頊衰え、共工九州に霸たらんとす、帝、辛侯をして之を滅さしむ。鄭氏又霸を釈して云う「霸は把なり、王者の政教を把持するの意である。」と、司馬光曰う「天下を合して之に君たるを王と謂う、王は必ず三公を立つ。三公、天下を分けて之を治めて二伯という、一公は内に処り、一公は外に処り、皆王官なり、周衰え二伯の職廢せられ、齊桓公、晋文公は諸侯を糾合し以つて天子を尊び、命に因つて侯伯となして旧職を修めした。伯の語転じて霸の名と為すは是より興る。」と、此に由ると、所謂霸とは又威力と尊王とに分けて言う、唯これは威力を以つて論ずれば、則ち夫差盟を黃池(47)に主る。勾踐(48)を淮泗(49)に稱う(50)。魯世安周室王に言う人をして勾踐に詐を構わしめ、命じて伯と爲す、桓公江淮に協行し東の諸侯を束しめ、母して霸主と稱す、淮南子(51)亦曰頭載いて夫差に五霸に歸ち、南面して天下に霸たり、桓公の十二霸侯并之に朝する(52)。淮南子齊魯也その威力も自然秦穆公、楚莊王の下になく、此に似たものは春秋の五伯に止まらず、若し専ら尊王論を以つてすれば則ち齊桓公、晋の文公より外、一も適合するものなく、楚・呉・越の三國の等しく王号を伺つた。蓋し霸主に止まらず直ちに王と

稱する。各家動もすれば好んで五霸に換え、此の点に對して全く注意せざれば、真に解することは不可能である。即ち趙氏の稱する所はその霸功は均しく子産の以前に在つて、之をもつて列侯の主要人物を代表する。已に当時の春秋の大勢を窺見すると或は甲を進め、乙を退けるようなのは元來意義のないことである。

二、子産以前の鄭國

春秋の初、如何にも鄭國は最強であつた。莊公は雄才大略で世の王朝卿士(53)となつて政權を操縦せざるを得なかつた。桓公初めて立つや、彼を信任せず、互に意見を出し、周と鄭の間に人質を取り交わして、即ち王子狐が鄭に、公子忽が周に質となつた。(左氏春秋七〇年) 莊公の武力の在る所、霸功の未だ興らない以前に宋を伐ち衛を侵し、許を伐ち息を侵し戎の軍隊に大敗し齊を救つた時、復大いに秋の師を破つた。

煇赫(54)として一時、列侯畏懼せざるものなく、桓王曾つて諸侯の師をもつて鄭を伐ち亦敗る所と爲つた。矢、王の肩に中り、人をして彼等を慮勞せしむ。(左氏春秋七年) 周室陵夷(55)、此より始めて、益々衰微し、鄭國、前後を總計すると数十年に垂んとする。この時代こそ鄭國極盛時であつた。莊公既に没し(左氏春秋

西紀元前 昭公、年長をもつて適く位を嗣ぎ、自然廢祿を生じ、その弟、厲公俄かに起ちて奪取せんと謀る。厲公の母、宋人で、宋人祭仲に遇りて厲公を立てせしむ(祭仲は鄭の權臣である)。ここにおいて昭公出奔す。厲公立つこと才さいに四年、祭仲政を専らにす。因つて密かに謀りて之を誅せんと企圖せしが、事洩れし、國に容れられず、厲公も亦出奔す。祭仲復昭公を立て、昭公、怨を高渠弥(鄭の權臣)に懷く、立つこと二年、高渠弥、之を弑す。祭仲、昭公の弟子登を立て、立つこと一年、齊に会せし時、齊人、之を殺す。祭仲再び登の弟、子儀を立て、子儀立つこと十四年、厲公再び佞賂に陥して之を弑せしむ、(佞賂は鄭大夫)其豆相煮らる(内身相争)の譬えの如く、交亂呈出し、相繼ぎて之を弑す。洵にこれ鄭國の傷心史の一頁である。

子儀に弑せられ、厲公、復、入國し、その翌年(左氏春秋宣公十六年)、始めて荆楚の患あり、七年、厲公の死去に至る。子捷、位を嗣ぐ、これ文公で適く齊の桓公の霸業を創めしより、荆楚の漸強時代に周の恵王、鄭に勸めて楚に従わしめんとした。王室日に卑ひう。此の時、敵國の外患を被り、孔叔の言いう「強なる能わざるも又弱なる能わず」と。実に一時の名陰である。太子華は齊桓公を挾かみて族人を除去せんとす。幸に仲父の正誼を保持し、他方三良(叔般・堵叔・閔叔)の政を行うに當つて憂患を隱蔽し潛涵せしめた。諸侯の葵丘に会す

るに参加し、暫時、社稷の安泰をえた。齊の桓公の没後三十年に及んで(春秋宣公十七年)局勢に變化を起し、宋の襄公、起つて霸業を企てんとし、諸侯の師を率いて伐たんとす、遂に楚國、鄭を救つて宋を敗る。鄭、此の時損耗を被らずして終つた。久しからずして晋の文公、起つて中夏に盟主となる、晋の文公、皆つて逃亡の際、鄭を過りし時、文公に礼を行わなかつた。

晋楚の城濮の役に及んで、鄭、楚を助けて晋を驕つ。この二つの事件に因つて怨に報いるに仇を求めざるを得なかつた。晋の文公、秦と共に來て鄭を伐つ。(春秋宣公三十年)幸に燭之武、説得して秦師を撤退せしめた。秦師撤退後、晋師も事を構へることを願はず。唯、晋の文公再び公子闔を立てて太子と為さんことを願ねがふ(50)。公の臣子である。晉に奔り、文公に事えて甚だ寵愛であつた。之がために擁立せんとした。在何の文公に國安の慈姑といふものあり。或夜夢に天使が己に命を与えて「余は伯也」といふ、而の先祖なり、この間は雨の子に与えん、爾は國の昏りなり、人人その子を吾の如く愛すべし」といふ、晉くして文公之を見た。公、慈姑に命を与う、辭せんとしつに、「私天子の命に公子を生むも信ぜざらん、敢て爾に認められし臣にせん」と云、承命す。公命を遂む、聞と名づく、(左氏春秋宣公三年)此の盟主の權威の下にあって、敬禮して之を接受せず。文公没後、子闔をもつて位を嗣がしめ、これを穆公となす。此の歳、秦人秘かに鄭を襲う、商人、弦高、途に遇う。即ち詐つて牛を販するふりして師を勞う。秦、鄭の備あるを疑いて還る。鄭既に晋と親しく、晋に従つて秦を伐ち、之を驕敗せしめ、汪と彭の両衛を取りて還る。怨を秦に結びて二十一年、鄭

既に密かに楚に駢り、公子帰生、楚の命を受けて宋を伐つ、宋華元を逮捕せしが、賂を受けて之を縱つ。是歳、秦又來り伐つ、楚人之を救う。二十二年、晋人楚に困つて鄭を救う。鄭の已に楚と結ぶを知りて來り伐つ。鄭は晋と和せざるを得なかつた。

只管、晋と和せしも、楚師再び來る。同時に内変起り。穆公没し、靈公立つこと一年、公子帰生を弑す、襄公を立つ。〔靈に楚人、穆を鄭の靈公に解す、公子宋と公子家と母に朝謁に參上せし如、子公(子宋)の食指助く、子公、帰生(子怒)にその指を示す。〕「過日かることあらば、必ず楚邊に預からん」入るに及んで、君の前に出づれば、宰夫(料理人)、君を劊く所なり、二人思わず顔を合せて突う。公わけを訊くと、子家が(食指のこと)を語す。公、大夫邊に君の相伴をさせる段になりて怒と子公を召しながら、食させず、子公怒り、君の邊に指をすりつけ、その指を嘗め退る。公立阪し子公を殺さんと思ふ。子公、子家が先手を打たんと持ちかたるも、子家はとめて「家畜さえ飼いなれば、殺し難く、況んや主人にあらざるや」と。子公、子家を公に誦らんとせしが、子家、止む得ず従つて夏二人をして靈公を弑せしめたり、乃ち靈公を立つ。「魯宣公四年」楚莊王起つて伯を争ひ、國境のほとりに遭う。晋楚兩國の、問罪の師にあらず。楚と和平せば、晋來つて伐ち、晋と和せば、楚來つて攻めとすん。穆公二十二年に起つ。

(魯宣公四年)直ちに襄公八年になつて楚人、鄭を圍んで止む。(魯宣公十一年)未曾有の恥辱的時期と言ふべきある。

辰陵の盟あり。陳鄭已に楚に服し、鄭も密かに晋に事えざるを得

ない。八年「楚人乃ち鄭を圍むこと十七日間に及ぶ。鄭人、和平を乞わんと卜にかけしに、不吉と出た。次いで祖廟に集うて國家滅亡に對する哭別の礼を行ふ。広場に戰車を並べては如何と卜すれば、吉と出たり。國人哭泣す、城堡を守る兵士等はその持場で哭泣す。かくして楚子(鄭の決死を知つて)退き、鄭人城を修復す。それより進んでまた圍むこと三カ月にして攻落す。楚軍は皇門より入つて大道に押し寄せたりと。鄭伯は肉袒して牽羊して迎えて言ふ、余は天より見放されて君にお仕えることができず、その為、怒を懐いて敵邑に來られたるは余の罪なり。命に従わざるを得ない。たとえ此の身を生捕りにして江南に運び、江神の牲に捧げられん。又國を刻んで諸侯に分け、此の身を召使にされるも本望なり。若し以前より好誼を忘れずに、先祖の厲・宣・桓・武に福を求められ、この社稷を派ぼさず、改めて仕えんことを許し、九鼎なみならば、この時君情は私の願なり。敢えて腹心を広げたり。宜しく取り計いされたし。」王の左右のもの言ふ、「聽許なさるな。國を取つて赦す勿れ」と。王は言ふ、「此の君はよく謙遜の徳あり、必ず能く民を使うにも信義あらん、どうして幸を冀つて其の國を取らんか。」と。乃ち三十里退きて鄭伯に和平を許す。楚の潘厓が鄭に入つて盟い、鄭から子良、

る。」(魯宣公十三年)情況ここに至つて、國家の亡びざるもの極めて稀

人質とななり。晋人師を出して鄭を救わんとして河の上に至って鄭の楚と和するを聞く。当時、軍を帰還させんと、主張するものあり、或は渡河を主張する者もありしが、結局渡河して迎撃せんとせしが、鄭已に楚と盟約せし為、楚を援助す。主客俱に勞逸(苦業)の下に在る。楚人大いに晋軍を鄭に破る。此の戦役、晋楚三大死闘の一である。(前に披瀝、後)同じく晋、楚に勝つ。唯此の役のみ楚の勝利となる。楚莊王は上国を憑陵(勢盛にして人を凌ぐ)して得意満面の時代である。

楚莊王、宋を囲む、だが晋宋を救うことできず。その時、宋、一壯士解揚と名づくる者を用いて、宋の楚に降服せざるよう説得せしむ。解揚、鄭を過ぎりし時、鄭人に捕えられて楚に献す。(史記 卷四十二、世宗第十二鄭にいう、楚王昭と約を厚くし、其の言を反えさしめ、宋をして降服を乞はしめ、三度要めて許され、楚、解揚をして樓車に登り、宋を呼び、楚の約に背かしむ。その晋の君命を致していう、晋国兵を悉くして宋を救わしめ、宋急なりとも慎重に楚に降るな、晋兵直ちに至らん。楚の莊王大いに怒りて之を殺さんとす。解揚いう「君よく命を削して讒をなせば、臣よく命を承けて讒借を為さん。吾が君命を受けて出でて死して限すなれ。」莊王いう、「かくの如くして我に許す、之に背けばその咎いづくにあらん。」解揚いう「王を許し、吾が君命を成さんと欲するなり。」將に死せんとして顧みて楚軍に睨いていう「人臣となつて忠を尽くして死を得る者を知るな。」楚王の諸弟皆王を諷めて之を殺さしめ、ここに解揚を殺して埋り使しむ。晋之を降して上卿と為す。晋人これに由つて鄭を怨むこと益々深くなるに至つた。

十八年(左氏春秋成公四年、西紀元前五八七年)鄭、許の田を侵す。晋師を出して許を救い鄭を伐んとす。一面鄭の役に報復せんとす。楚も亦子反をして師を出

し、鄭を救わしめむとす。旋つて、許人鄭を楚に翹う。時適々鄭の要公卒す。悼公立つ、悼公弟の睪をして楚と許とに赴き、人をして訴えしむ。暫くして楚睪を囚え、鄭、楚を怨んで晋と平ぐ。二年(左氏春秋成公五年、西紀元前五八六年)楚再び睪を遣して鄭を伐つ。それは楚に叛いて晋に帰したるによる。睪死して悼公遽かに卒す。便ち睪を立つ、これを成公と為す。此の時、晋人呉と通じ楚を制せんとせし時、晋人、呉と御者を射る。呉をして車に乗せ、呉をして陳(命)と同じに戦わしむ、呉を楚に叛かしめ、楚人はより奔命に疲れ、春秋の局面一転変す。三年楚の共王いう「鄭の成公孤にして徳有り。」と、人をして来り、私かに盟わしむ。(左にいう楚と鄭に盟う)秋、成公晋に朝す。晋人いう「鄭私かに楚に平す。」と、之を執りて再び欒書をして鄭を伐たしむ。四年春、公子如は成公の庶兄繻と名づく者を立て君と為す。晋君を立てるを聞き、遂に成公に帰す。鄭人も亦繻を殺して成公を迎う。晋師乃ち去る。六年(左氏春秋成公十二年、西紀元前五七九年)宋華元、晋楚を牽合して兩國の協定をなす。これ兩國の第一次の提携なり。晋の士燮により、楚の公子罷、許偃と会し、宋の西門の外に盟う。その辞にいう「凡そ晋楚相我を加うること無く、好悪之を同じうし、同じく災危を恤み、凶患に救あらしめ、若し楚を害すること有らば、晋之を伐たん。晋に在りては楚も亦贊(君主に始めてお目よ)を贈り交して往来し、道阻む無く、吾等に親しまざる者を責め、従わざるを討たう。此の盟に背く

あらば、明神これを罪し、その師を破り困に祚^(⑧)あることなけむ。」盟せし後、鄭伯晋に如き和平の成立を聴き、晋人と再び瑣沢に合す。十年^(左氏春秋公十六年 西紀元前五七五年)楚子、公子成をして汝陰の田をもつて和を求めしむ。鄭これに由つて晋に叛き、子駟、楚子に従つて武城に盟はしむ。晋人之を聞、師を出して鄭を伐つ、鄭晋の師有ると聞き、楚に告げしむ。楚師も亦至る。鄢陵に遇う。^(鄢陵、師の邑、河南 爾雅、鄢、水名也)楚は辰朝、晋軍を圧して陣す、頗る驕盈の態あり、晋軍鄭の役に懲り、大いに戒備あり、井を塞ぎ^(埋め)、甕を崩し、此の罫墜^(墜しく汚れ)に戦幕一たび開けば晋の呂錡の矢、共王を射て目に中てむ。楚師遂に乱れ、子反酒に酔い、狂うて再び戦うこと能わず楚師遁逃す。此の役も亦晋楚三大戦争の一にして此の挫折を経て楚の勢、之が為に稍取む。十一年^(左氏春秋公十八年 西紀元前五七三年)晋の厲王卒す。晋の悼王位を嗣ぐ。以後晋悼王に復する時代となる。十三年晋の諸侯の師を帥いて来り伐つ。洧水の上に戦う。十四年鄭の成公疾む。子駟晋に事えんことを請ひしが、成公許さず。幾何もなく成公卒す。子駟國政を執り、子駟政を聴き、子國司馬となる。晋師鄭を侵し、諸大夫皆晋に従わんとす。成公未だ葬らざるに因りて未だ実行せず。先君の意に違うを欲せず、成公葬むるに及んで後、晋、虎牢を成る、此より亦晋に服従す。

三、子産時代と其後の鄭國

子駟、君を弑す。子産の個人的史実に関わらないが、鄭國に發生せし重大事変である。子産の少年時代に之を目撃せしところである。即ち當時の概況を述べべきである。子産の身を立てし環境たるやも知れざるが、公子驎、字は子駟、乃ち鄭の穆公の子なり。子産の父、子國の異母兄弟である。七穆中最強族なり。従来、晋に背叛し楚と盟す。^(左氏春秋公十年、子駟楚人と盟して見す)楚を棄て晋に服するも^(子駟成公を勤めて肩を晋に負わしむ)皆子駟の中道主持に由る。然れど此時、晋悼公魏絳を用いて我と和せしめし後、霸功益々振う。列侯の局面、これが為、変転し、鄭の要隘、南は鞏櫟鄭を恃み、北のかた虎牢を恃み、晋の虎牢を成つた^(晋虎牢を成りて以て鄭に對する)。所以は形勢上に在りて鄭人をして屈服せしむる能わず、君を弑するは春秋時代に數々現れしも、その数少なからざる事件である。その最たるものは鄭國である、昭公の兄弟三たび弑せられてより以後、繼いで靈公緡公に及びて内變の甚大さを徴するに足る。僖公髡頑^(史記に傳に作る)又鄭公と推す成公に繼いで君となる。簡慢^(政略、意、簡なさま)無礼は彼の秉性なり。かかるため、子駟子産を對待^(待遇)せし態度は改変せられず、位を嗣ぎて後五年^(左氏春秋公七年 西紀元前五六六年)に会せんとす。子駟相たり、鄭に及び簡慢旧の如く、子駟賊をして夜に乗じて之^(留念)を弑す。五才の幼主簡公を立つ。

(史記にいう、子駟鄭人をして之を弑殺せしむ。仁と異なり、左氏春秋公七年にいう、鄭

の傳公の太子たるや、成公の十六年において子寧と晉に遇く、礼せず。又子寧と危に遇き礼せず。その元年、晉に朝すに及び、子寧これを賄賂に迎えて廢せんとす。子寧之を止む、危に合せんとするに及んで、子寧相たり。又礼せず。待者之を諱む。恐かず又諱む之を殺す。鄭に及びて子國歸をして夜、傳公を殺さしめ、廢疾(廢疾は魯の侯なり)をもつて諸侯に赴く。公生れて五年、おじて之を立つ。(左氏魯襄公八年)

注

- (1) 禹合諸侯於塗山、執玉帛者萬國今其存者無數十焉(左氏魯襄公七年)
- (2) 古者萬國今有十數焉(荀子君道篇)
- (3) 古者天子之始封也萬有余今以併國之故萬國有余皆滅而四國獨立(黑子非攻篇)
- (4) 當禹之時天下萬國至於湯而三千余國(呂氏春秋用民篇)
- (5) 周之所封四百余國服國八百余(呂氏春秋穆世篇)
- (6) 凡九州千七百七十三國(礼記王制篇)
- (7) 昔武克商光有天下其兄弟之冏者十有五人姬姓之冏者四十人(左氏昭公二十八年)
- (8) 武王成康所封數百而同姓者五十五(史記諸侯年表)
- (9) 昔周監於二代三聖王制法立爵五等封國八百同姓五十有余(漢書卷十 四諸侯表第二)
- (10) 列國歸姓存滅見於經傳者統共二百九國(顧棟高春秋大事表)
- (11) 齊晉楚楚其在成周後蓋封或百里或五十里晉阻三河齊魚東海楚介江淮突因雍州之固四國遂興更為伯主文武所褒大封皆成而服焉(史記十二諸侯年表第二)
- (12) 齊桓公并國三十五(荀子仲尼篇)
- (13) 楚文王並國三十九(呂氏春秋直諫篇)
- (14) 晉獻公并國十七服國三十八(韓非子姪二篇)
- (15) 荆莊公并國二十六(韓非子有度篇)

- (16) 秦穆公用由余謀伐戎王益國十二開地千里(史記秦本紀)
- (17) 秦穆公滅國二十(史記 李斯列傳)
- (18) 漢陽諸姬楚夷之(左氏傳公二十八年)
- (19) 春秋強欺弱削服事不休地理為要(顧棟高春秋大事表)
- (20) 營丘名歐淄(漢書地理志齊國注)
- (21) 魯國成與自古戰爭地南北有事鄭先被兵地勢然也至子厘之世而虎平已先風晉與秦鄭已先風楚雖以楚靈王之怨極莫敢凌侮蓋以人謀之既阻國地勢矣(顧棟高春秋大事表)
- (22) 魯仲吾其被髮左衽矣(論語憲問篇)
- (23) 五霸桓公為盛夷丘之會諸侯束牲載書而不歃血初命曰誅不孝無易樹子無以妾為妻再命曰尊賢育才以彰有德三命敬老慈幼無忘賈旅四命曰士無世官官事無損取士必得無專專大夫五命曰無曲防無過繩無有封而不告曰凡我同盟之人既盟之後官相于好(孟子告子上)
- (24) 楚子為陳夏氏乱：殺夏徵舒：因陳陳：申叔時曰夏徵舒殺其君其罪大矣時而賊之君之鏡也：抑人亦有官曰牽牛以蹊人之田而田主奪之牛莊以蹊者信有罪矣而奪之牛則已重矣諸侯之從楚也曰討有罪也今陳陳貪其富也：王曰善哉吾之聞也反之可乎對曰可哉吾儕小人所聞取諸其懷而与之也乃復封陳(左氏魯宣公十一年)
- (25) 雖陳之長不及馬腹天方授楚未可與爭(左氏魯宣公十五年)
- (26) 楚子使申舟聘于齊曰無假道于宋亦使公子馮聘于晉不假道于鄭申舟以孟諸之役惡宋曰鄭昭宋與晉使不害我則必死王曰殺女我伐之(左氏魯宣公十四年)
- (27) 宋人止之華元曰過我而不假道鄭我也鄭我亡也殺其使者必伐我伐我亦亡也亡一也乃殺之楚子聞之投袂而起解及於寢皇劍及於寢門之外身一蹙以身為車とするものあり) 及於蒲荷之市(左氏魯宣公十四年)
- (28) 王室東徙而自列為諸侯厥後問鼎之輕重者有之府王中冓者有之：余以

為周之衰久矣徒建空名於諸侯之上耳（柳宗元封建論）

(29) 赫赫宗周褒滅之（詩經小雅節）

(30) 仲尼之門人五尺之童子言蓋稱乎五伯（荀子仲尼篇）

(31) 五伯之朝也動而稱之以役王命（左氏魯成公二年）

(32) 下及五伯（莊子大宗師篇）

(33) 五霸者三王之驛人也（孟子告子下）

(34) 以齊桓・晉文楚莊與閻閻趨勾踐為五霸（晏子所樂篇）

(35) 周室卑微五霸既沒今不行於天下（賈誼新書過秦下）

(36) 五伯比於他諸侯為賢（前漢書董仲舒佐）

(38) 以時伐為會盟主政由五伯（朝）（史記十二諸侯年表第二）

(39) 齊仲既齊而五國朝（鶴冠子世賢第十六）

(40) 三代与我同行五伯与我齊智（淮南子脩務訓）

(41) 五期之起尊事周室（歐陽黃序）

(42) 至春秋尚有數十國五伯迭興總其盟會（漢書地理志第八上）

(43) 昔三王之遺衰而五朝存其政率諸侯朝天子正天下之化與復中國復除夷狄故謂之朝（白虎通德論一卷）

(44) 邇成疆於五伯（漢書異姓諸侯王表第一）

(45) 趙氏以宋襄並列亦未為尤宋襄求朝不成傷於泓以卒未嘗朝也董仲舒謂仲尼之門五尺之童皆稱五伯（朝）惟宋襄在仲尼之前故官彙稱不然句踐之伯（朝）不出仲尼後哉（日知錄第四五伯）

(46) 共工氏之朝九州也（禮記祭法第二十三）

(47) 迂叟曰合天下而君之謂王王者必立三公三公分天下而治之日二伯一公處乎內一公處乎外皆王官也周衰二伯之職廢齊（魏名）晉文糾合諸侯以尊天子天子因命之為侯伯修旧職也伯之語修而為朝之名自是與（溫國文正司馬公集卷七十四）

(48) 周元王使人賜句踐詐命為伯：又官越兵檢行於江淮諸侯舉皆稱王

（史記越世家第十一）

(49) 勝夫差於五湖南面而朝天下泗上十二諸侯皆率九夷以朝（淮南子齊俗訓）

(50) 鄭文公有賤妾曰燕嬉夢天使與己蘭曰余為伯條余而祖也以是為而子以蘭有蘭晉人服朔之如是也既而文公見之與之蘭而御之辭曰妾不才幸而有子得不信敢微聞乎公曰諾生穆公名之曰蘭（左氏魯宣公三年）

(51) 楚人欲君於鄭靈公子宋與子家得見子公之食指勸以示子家曰他日我如此必嘗異味及入宰夫得解君相視而笑公問之子家以告及食大夫趙召子公而弗與也公怒染指於鼎而食公怒欲殺子公子公與子家謀先子家曰帝老猶懼殺之而况君乎反饋子家子家懼而從之夏秋靈公（左氏魯宣公四年）

(52) 楚子圍鄭旬有七日鄭人卜行成不吉卜聽于太官且巷出車吉國人太聽守陣者皆哭楚子退師鄭人脩城逾復圍之三月克之入自皇門鄭伯肉袒班羊以逆曰孤不天不能事君使君懷怒以及敝邑孤之罪也敢不唯命是聽其俘諸江南以夷海濱亦唯命其寡以賜諸侯使臣妾之亦唯命若惠顧前好微禍於闕・立・桓・武不泯其社稷使改事君其於九與君之愿也孤之願也非所敢望也敢布腹心君與國之左右曰不可許也得困無故王曰君能下人必能信用其民矣爾可幾乎退三十里而許之平澗冠入盟子良出質（左氏魯宣公十二年）

(53) 楚王厚賜與約使反其言令宋・越降三要乃許於是楚發解紛樓車令呼宋遽負楚約而致其言君命曰晉方悉國兵以救宋宋雖急慎毋降楚晉兵令至矣楚莊王大怒將殺之解紛曰君能制命為楚臣能承命為信受寄君命以出有死無隕莊王曰君之許我已而背之其信安在解紛曰所以許王欲以成陌君命也將死願謂楚軍曰為人臣尹忘辱忠得死者楚王弟弟謀王故之於是故解紛使解紛歸之為上卿（史記卷四十二世家第十二）